

専門科目

事業損失

令和8年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

(1) 試験問題は、表紙も含めて22頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。

(2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

(1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。

(2) 解答用紙には、受験地（該当する（例） 甲野太郎が受験番号10137の場合

受験地名のマーク欄の ☐ 印を黒く塗り潰してください。）、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の ☐ も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

氏名	甲 野 太 郎									
受験番号	万の位	1	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	千の位	0	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	百の位	1	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	十の位	3	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
	一の位	7	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐

(3) 解答用紙への記入は、必ず B 又は HB の黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

(例)

問1	☒	☐	☐	☐
問2	☐	☒	☐	☐
問3	☐	☐	☒	☐
問4	☐	☐	☐	☒
問5	☐	☐	☒	☐

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び ☐ を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた箇所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B 又は HB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合っ
てはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

※この試験問題の中で使用している主な法令、基準等の略称及び用語の定義については、各問題において特に記述している場合を除いて、以下のとおりとします。

- ・一般補償基準…公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）
- ・公共補償基準…公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）
- ・用対連基準……公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）
- ・用対連細則……公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）
- ・共通仕様書……地方整備局用地関係業務請負基準準則の別記様式2「用地調査等業務共通仕様書（案）」

《事業損失概説》

問1 事業損失に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 事業損失とは、公共事業の施行により生じた損害等の賠償であり、具体的には事業施行中に生じた日陰や地盤変動等により生ずる損害等のことである。
- 2 「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」によると、事業損失部門の業務内容は、おおむね「事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務」とされている。
- 3 公共事業の施行に伴って比較的発生頻度の高いと考えられている、日照阻害（住宅等居住者等に対する損害及び農作物に対する損害）、テレビジョン電波受信障害、地盤変動、騒音に限り、統一的処理を行うために国土交通省等において事務処理要領等が定められている。
- 4 公共事業の施行により生じた事業損失について、被害の申し出のあった相手方と費用負担額について合意の見込みがない場合は、速やかに土地収用法に基づく収用手続きに移行し解決を図ることになる。

《事業損失補償の実務》

問2 事業損失の事務処理手順に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事業計画の策定時には、環境対策を事業の計画の中に織り込むことや、工事着工前に事前調査を実施しておくことが事業損失の未然防止の上で重要である。
- 2 事業損失の処理手順は、事前説明会と事前対策、事前調査、計画と工法の再検討、因果関係の判定、受忍限度の判断、補償の実施の6段階に分けられる。
- 3 計画と工法の再検討における計画と工法の変更については、基本計画、構造型式、工事工法のいずれかが考えられる。
- 4 事前調査の結果、損害等の発生の可能性が強く、しかもその損害等の程度が著しく社会生活上受忍すべき範囲を超えると予測される場合でも、計画、工法の変更の検討を行う必要はない。

問3 事業損失の因果関係の判定に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 因果関係の判定に際しては、特に専門的知識が必要となる騒音、振動、排ガス汚染、水汚濁、水枯渇、電波障害、日照障害等による損害等については、大学の研究室や国、地方公共団体等の各種試験場、その他コンサルタント等の専門家に依頼する。
- 2 因果関係の存否判定に当たっては、過去の事業損失の類型ごとの因果関係の判定事例を参考にする。
- 3 事業損失の因果関係は、不法行為に係る訴訟と同様に、原告（被害者）側が立証しなければならない。
- 4 損害等が公共事業の施行に起因せず自然発生的に行ったものでないか否かを確認し、損害等が人為的な原因により起こったと認められる場合は、他の原因と複合して発生したものではないか否かを確認する。

問4 事業損失の受忍限度の判断に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 損害等を受ける者が当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は、受忍限度の判断に当たっての要素にはならない。
- 2 生活環境に対する損害等のうち、日照障害、電波障害、水枯渇、建物損傷、騒音振動等については、受忍限度の判定基準が定型化されているものがある。
- 3 受忍限度については、損害等を受けた者の特殊事情を考慮した上で判定しなければならない。
- 4 損害等の発生を防止するため最善の措置を講じていれば、侵害の程度が重大であっても、受忍限度を超えると判断されることはない。

《事業損失に係わる判例の動向》

問5 事業損失に係わる判例の動向に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 公共事業の実施については、その目的が公共の福祉の増進に資するものである場合には、当該事業により一定の生活利益侵害が生じても、当該侵害が受忍限度を超えるか否かの判断を要することなく、原則として違法性は否定されると解されている。
- 2 被害優先評価型に立つ判例においては、被侵害利益の性質及び内容のみで受忍限度を判断し、他の諸要素についての詳細な立証を経ることなく違法性を認定する傾向があり、一種の予見可能性（防止義務違反）をもって過失の認定をしている。
- 3 判断要素総合評価型においては、受忍限度の判断に当たり、侵害行為の態様及び被害の程度を主たる要素としつつも、事業の公共性又は地域性については、評価の客観性確保の観点から考慮要素から除外されるものと解されている。
- 4 判断要素総合評価型の受忍限度の判断においては、被害の重大性が主要な判断基準となるため、当該事業において防止措置が講じられていたか否か、又はその技術的・経済的可能性については、違法性判断には影響を及ぼさないと解されている。

問6 事業損失に係る判例の動向に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 国家賠償法第2条の不法行為の成立要件である営造物の設置又は管理の瑕疵とは、当該営造物が通常備えるべき性質又は設備を欠いていることと理解され、その判断は個々の施設の目的、性質及び利用態様を踏まえつつ、当該状態が社会通念上是認される安全性を欠くか否かにより行われる。
- 2 営造物の安全性は、当該営造物の利用者に対する安全性に限定されるものではなく、その供用により周辺住民など第三者に危害を及ぼすおそれがある場合にも、その安全性が問題となると解される。
- 3 因果関係の有無は、当該事業行為と損害との間に直接的かつ唯一の原因関係が認められる場合に限り肯定され、一般的傾向又は他要因の関与が認められる場合には、原則として否定される。
- 4 営造物責任においては、過失の有無とは独立に、施設の客観的状态に着目して瑕疵の有無が判断されるため、加害者の主観的認識の有無にかかわらず、当該施設の状態が通常備えるべき安全性を欠く場合には責任が認められる。

問7 事業損失に係わる判例に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 「信玄公旗掛松枯死事件」大審院判決（大正8年3月3日）では、鉄道事業者が煤煙予防の方法を施さずに煙害の生ずるのに任せ、松樹を枯死させたことは、その営業である汽車運転の結果であるため、権利行使の範囲内として違法性を否定された。
- 2 「四谷電話局庁舎建設に係る損害賠償請求事件」東京地裁判決（昭和41年10月1日）では、日照、採光、通風の確保は、快適な生活の享有のため必要であり、法律上保護されるべき生活利益であるため、受忍の程度の認定については、場所的性質による影響は受けないとされた。
- 3 「東京都・台東区合同庁舎日照侵害に起因する損害賠償請求事件」東京地裁判決（昭和51年6月21日）では、本件建物は、公共的性格が強く、敷地選定の経緯・建物の規模・構造等について不相当な点がないが、不法行為による責任を免れないとされた。
- 4 「広島市・火葬場設置に係る損害賠償請求事件」広島地裁判決（昭和44年9月11日）では、土地・家屋の値下りによる損害、臭気による精神的苦痛を蒙れば、施設の必要性にかかわらず直ちに違法となり、不法行為責任が成立するとされた。

問8 事業損失に係わる判例に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「中筋川新水路開設に起因する塩害に係る損害賠償請求事件」高知地裁判決（昭和49年10月11日）では、新水路開設により河口からの塩水遡上の影響が増大し、高濃度の塩分が検出されるに至ったとはいえ、河川の管理に瑕疵はないとして損害賠償請求を認めなかった。
- 2 「山王川国営アルコール工場廃液に起因する損害賠償請求事件」最高裁判決（昭和43年4月23日）では、本件工場廃水の山王川への放出がなければ、水稻の減収は発生しなかったはずであり、この減収の直接の原因は、本件廃水の放出にあるとされた。
- 3 「鹿児島・大浦潟干拓工事損害賠償請求事件」鹿児島地裁判決（昭和30年6月21日）では、戦後の漁獲高の減少は全国的な一般現象であること、定置漁業の目的魚は外洋性を有するものであることから、干拓工事による潮流の変化の影響はなく、工事に基因するものとは認められないとされた。
- 4 「上野・地下鉄工事に係る損害賠償請求事件」東京民事地裁判決（昭和10年12月27日）では、大規模な工事による不法行為については、加害者が自己に故意過失のないことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができないとされた。

《日陰による事業損失の実務》

問9 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」(昭和51年中央用対連理事会申し合せ。以下「日陰の負担基準」という。)に関する次の記述のうち、妥当ではないものはどれか。

- 1 日陰の費用負担基準は、公共施設の設置により生じる日照阻害について、一定の地域又は区域内の住宅等の居住者等を対象に、社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生じた場合の当該損害等に対する費用負担の取扱いを定めたものである。
- 2 日陰の費用負担基準で定める「日陰時間」とは、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時(北海道の区域にあつては、午前9時から午後3時)までの間において、居室の開口部の一部が日陰となる時間をいう。
- 3 日陰の費用負担基準における費用負担の対象者は、当該公共施設の設置に係る工事の完了以前から住宅等に居住し、施設を設置し運営している場合に限られる。
- 4 日陰の費用負担基準は、住宅等の居室に関し、その居住者等について生じる損害等に着眼したものであるので、単に土地を所有している者や居住していない家主(アパート等の賃貸人)は、費用負担の対象から除かれ、仮に、家賃減収や資産価値の減少等があったとしても、それらは費用負担の対象外である。

問10 「日陰の負担基準」で定める費用負担の対象となる日陰時間に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 第1種低層住居専用地域(北海道の区域)における1階の場合、費用負担の対象となるのは、日陰時間が4時間を超える場合である。
- 2 第2種低層住居専用地域(北海道以外の区域)における1階の場合、費用負担の対象となるのは、日陰時間が4時間を超える場合である。
- 3 第2種中高層住居専用地域(北海道以外の区域)における2階の場合、費用負担の対象となるのは、日陰時間が5時間を超える場合である。
- 4 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち土地利用の状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域(北海道以外の区域)における2階の場合、費用負担の対象となるのは、日陰時間が4時間を超える場合である。

問11 「日陰の負担基準」で定める費用負担の対象となる日陰時間に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 日陰時間とは、日陰時間帯の時間をいう。ただし、各遮蔽物による日陰時間帯のうち重複する時間帯がある場合は、その重複する時間帯の日陰時間については、複数の遮蔽物の日陰時間の合計とする。
- 2 日陰の負担基準における費用負担は、公共施設の設置後の総日陰時間（公共施設設置前の日陰時間と公共施設の設置により生じた日陰時間の和）が、日陰の負担基準別表（ろ）の居室の開口部（採光に有効な窓、出入口、その他これに準ずるものをいう。）で一定の時間を超えた場合に限り、行うことができることとされている。
- 3 日陰の負担基準別表に掲げられた受忍の限度に関する日陰時間は、真南に面する居室に係るものであり、居室の開口部が真南に面しない居室については、開口部の方位の実態に応じて日陰時間を補正することとなる。
- 4 日陰時間の対象となる住宅の居室とは、生活の本拠としての実態を有しているかどうかに着目し、該当居室部分について日照による効果を楽しむべきかどうかにより判断する。したがって、ダイニングキッチンや併用店舗、併用作業所等における店舗部分、作業所部分も住宅の居室に含められて運用される。

問12 「日陰の負担基準」で定める費用負担額の計算式「費用負担額＝暖房費＋照明費＋乾燥費＋その他経費」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 暖房費は、日陰の負担基準別表（は）欄に掲げる日陰時間を超える日陰を生じた全ての居室を対象として、石油ファンヒーター等を使用した場合の暖房費にて算定を行う。
- 2 照明費は、年間の平均晴天日数を費用負担の対象として算定を行う。なお費用負担の対象となる年数は、建物所有者自身が暮らす住宅である場合はおおむね10年が限度とされている。
- 3 乾燥費は、1日の費用負担対象時間に比例する「年間の乾燥機の償却費及び保守費」「年間の乾燥機を使用するための電気代」の合計額に、費用負担の対象となる年数に応じた複利年金現価率を乗じて得た額となる。
- 4 その他経費は、湿気の増加、乳幼児の日光浴の減少など計量化することができない日常生活上の不利益を補填するために必要な経費であり「暖房費、照明費及び乾燥費の合計額に一定割合を乗ずる」ことにより算定することとして運用されている。

問13 「日陰の負担基準」で定める費用負担額の算定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 暖房費の費用負担額は、費用負担の対象となる居室ごとに、①1日当たりの費用負担の対象時間、②年間の費用負担の対象日数、③単位面積、単位時間当たりの暖房費を相乗して得た額に、費用負担の対象となる年数に応じた複利年金現価率を乗じて得た額となる。
- 2 暖房費の年間の費用負担の対象となる日数は、当該住宅等の存する地域における午前8時から午後4時まで（北海道以外の区域の場合）の外気平均気温が摂氏10度以下になる期間のうちの平均晴天日数とする。
- 3 照明費の算定における、単位面積、単位時間当たりの照明費は、公共施設の設置により生じた日陰により失われる室内の照度を照明器具の使用によって回復するために必要な電気代並びに照明器具の償却費及び保守費から求めることとされている。
- 4 乾燥費の算定における「年間の乾燥機の償却費及び保守費」は、「乾燥機の価格 ÷ 乾燥機の償却年数 + 乾燥機の保守費」で算定する。なお、乾燥機の価格の認定にあたっては、事務処理簡略化のため各個別の世帯人数は考慮せず、当該地域の気候状況、建物構造、居室の広さによって機種を選択することとされている。

《テレビジョン電波受信障害による事業損失の実務》

問14 「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」（昭和54年中央用対連理事会申し合せ。以下「テレビ受信障害負担基準」という。）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 公共施設の設置に伴い発生した電波障害が社会生活上受忍すべき範囲を超える場合において、当該受信損害等を行なふ補（受信障害を改善するための代替受信施設の設置等）に要する必要十分な最大限の費用を負担する旨が定められている。
- 2 公共施設が設置された後、受信障害地域に入居したいいわゆる後住者に対しては費用負担を行わないとされている。また、単なる反射的利益を享受しているにすぎない者に対しても、費用負担は行わない旨が定められている。
- 3 電波障害の態様は複雑であるため、テレビ受信障害負担基準で対象とする電波障害については、原則として、公共施設の設置と電波障害の因果関係が容易に判断できる公共施設の設置による直接「遮蔽障害」を対象とすることとされている。
- 4 自ら有するテレビジョン受信設備によりテレビジョン電波の受信を行っている者とは、通常の各家庭で自らの有する個別アンテナ、あるいは分譲マンション等のように共有の共同受信アンテナを通して、テレビジョン受像機で良好な受信を行っていた者をいう。

問15 「テレビ受信障害負担基準」に定める受信品位に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 評価1は、極めて良好に受信可能
- 2 評価2は、雑音／混信が小さく良好受信が可能
- 3 評価3は、多少の雑音／混信で実用可能
- 4 評価4は、受信はできるが、実用にならない

問16 「テレビ受信障害負担基準」で定める電波障害の改善方法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 共同受信施設の設置による改善方法とは、電波障害の対象区域外で良好な電波を受信できる場所に共同受信アンテナを設置し、そこで受信したテレビジョン電波を有線で伝送し、各戸のテレビ受信機に分配する方法である。
- 2 個別受信施設の設置による改善方法とは、電波障害の対象区域内又はその近くで良好な電波を受信できる場所に、新たにアンテナを高くして性能の良好な個別受信アンテナを設置する方法である。この方法は、電波障害世帯が多数で広範囲に及ぶ場合の改善に有効である。
- 3 受信施設の移設又は改良その他必要な措置による改善方法とは、従前の共同受信施設又は個別受信施設の受信アンテナの位置、高さ、方向等の調整、部品の改良あるいは通常の受信施設の受信が可能な電波障害区域内又はその近くの既存共同受信施設に添架することによって改善を図る方法である。
- 4 共同受信施設の設置、個別受信施設の設置、受信施設の移設又は改良その他必要な措置以外の改善方法として、既存のCATVを利用することができれば、国民経済的にも二重投資を避けることができ、CATV会社等にも顧客増になるなどのメリットがあるので経営状態を調査の上、良好であれば、これの活用を図ることの検討をすることが妥当である。

問17 「テレビ受信障害負担基準」で定める共同受信施設を設置する場合の費用負担額に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 損害等をてん補する範囲は、一定期間（20年間）通常の実信機能を継続するために必要な経費として電波障害の改善に係る受信施設の設備費、維持管理費の増加分及びその他経費の合計額とされている。
- 2 将来の物価変動については、これを予測しててん補措置をとることは現実的には困難であるが、一般補償基準の例にならない物価変動も考慮した算定を行うこととされている。
- 3 設置費は、受信アンテナ、幹線施設、受信者の家屋軒先（共同受信施設を有する者にあつては、当該共同受信施設の幹線送信伝送線の先端部）までの引込線施設、受信方法の変更により受信者の家屋内に新たに設置を要することとなる施設及びこれらを支持するための施設の器材費並びに施設の建設に係る工事費の合計とされている。
- 4 維持管理費のうちの更改費とは、共同受信施設が耐用年数の異なる器材（親アンテナ、幹線伝送線、増幅器等の電気設備関係にあつては10年、これらを維持する鉄塔等にあつては30年程度の耐用年数が見込まれている。）で構成されているため、20年間の良好な電波受信を確保するためには、共同受信施設の設置後10年目、20年目に部分的な器材（電気設備関係）の更改が必要であり、これに要する費用である。

《水枯渇等による事業損失の実務》

問18 「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」（昭和59年中央用対連理事会決定。以下「水枯渇等要領」という。）第1条で定める「趣旨」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 施設の管理用水として多量の井戸水を汲上げたため生じた水枯渇等は、水枯渇等要領の対象とならない。
- 2 水質の汚濁や汚染による損害等は水枯渇等要領の対象外なので、公共事業に係る工事の施行により地下水位が下がった場合でも、それが原因で生活用水等に土砂の粒子等による濁りが生じた場合は、水枯渇等要領の対象とならない。
- 3 水枯渇等要領の対象となるのは、起業地外の水枯渇等に限定される。
- 4 水枯渇等要領の「生活用水、農業用水等」には、観光用等の生業のための用水も含まれる。

問19 水枯渇等要領第3条で定める「水枯渇等の原因等の調査」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 水枯渇等が一時的である可能性が高いと判断した場合でも、費用負担を検討する必要がある。
- 2 速やかに、因果関係の調査を行い結論を出さなければならないから、調査事項は少ない方がよい。
- 3 調査事項のうち、「工事着手時の水位又は流量と水枯渇等の発生時の水位又は流量との比較」と「工事着手前、工事中又は工事完了後における水位又は流量の変化」は、兼ねて行うことができない。
- 4 調査事項のうち、「水枯渇等の発生地域における過去の月別平年降水量と水枯渇等の発生時の降水量との比較」は、回復の可能性とその時期を判定するための資料を得るために行う。

問20 水枯渇等要領第4条で定める「応急措置」と第8条で定める「応急措置に要する費用の負担」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 応急措置は緊急的な措置なので、水枯渇等が発生したことによる損害等について、受忍限度を考慮する必要はない。
- 2 仮設水道を敷設した場合の水道料は、起業者から用水使用者に支払うことが妥当である。
- 3 生活用水が応急措置の対象となるのは、水枯渇等が発生したことにより緊急に措置を講ずる必要があると認められ、かつ、緊急措置を講ずることが可能だからである。
- 4 用水使用者が応急措置を講じたときの維持管理費の増加分の費用負担については、水道等の敷設等に係る施設に係る年均等化経常費から既存の施設に係る年均等化経常費を控除した額に、応急措置を講じたときから水道等の敷設に係る施設が不要となるとときまでの期間に応じた複利年金現価率を乗じて算定する。

問21 水枯渇等要領第6条で定める「機能回復の方法による費用の負担」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 機能回復を判断するにあたっては、地元地方公共団体の意向も判断要素の一つとなる。
- 2 代替施設を新設する場合、水道等を敷設するための施設加入金は、維持管理費の増加分として費用負担する。
- 3 代替施設を新設する場合、井戸の新設に伴い揚水機の設置を必要とする場合の工事費には、揚水機だけでなく配管も含む。
- 4 維持管理費の増加分の費用負担額の算定において、年均等化経常費に揚水機等の償却費は含まない。

問22 水枯渇等要領第7条で定める「機能回復以外の方法による費用の負担」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 作付転換後の農作物の収穫量については、客土又は盛土をすることなく、そのままの状態で作付けされることを前提としている。
- 2 作付転換に伴う収益減の費用負担の対象年数は、おおむね15を限度とする。ただし、市街化区域又は宅地見込地地域にあっては、おおむね10を限度とする。
- 3 農業用水以外の用水の場合、用水を使用している施設の移転に要する費用を負担するので、用水を使用している施設と密接不可分の関係にあると認められる施設であっても、当該施設の移転に要する費用の負担は認められない。
- 4 農業用水以外の用水の場合、営業上生ずる損害等の費用を負担する。その場合、移転先地における得意先喪失による収益減等も、費用負担の対象となる。

《建物等の損害等による事業損失の実務》

問23 地盤変動の発生要因等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 一般的に軟弱地盤においてビル等の重量建築物を建設する場合は、基盤岩や基底礫層まで支持部材を打ち込む必要がある。
- 2 洪積層のような軟弱地盤は、コンクリートといった材料と比べ力学的に非常に不安定なもので、しかも不均一かつ不規則に分布している。そのため、起業者が工学的な事前対策を講じているにもかかわらず、予測を上回るような地盤変動が生じることもある。
- 3 工事に起因する地盤変動の要因として、盛土構造の道路等での载荷が考えられるが、これは盛土の荷重により盛土下の地盤が载荷されることにより沈下し、側方に変位（側方流動）が起き、盛土側方の地盤が関連して沈下することとなる。
- 4 地盤変動は、土が土粒子及び水により構成される不安定な組成物であることから、これらが長い年月を経て自然環境に順応した状態でバランスを保っているところ、公共事業の施行による工事によりこの自然界のバランスを乱し、新たな状態に順応しようとして変動する土の現象である。

問24 国土交通省の直轄事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれらに伴う損失補償に関連する業務の請負（委託）基準に定められている共通仕様書第14章（地盤変動影響調査等）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 共通仕様書第147条の事前調査は、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行うもので、その内容は「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年中央用対連理事会決定）に規定する事前調査と同様の内容となる。
- 2 共通仕様書第150条の損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討とは、起業地の周辺地域の建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものである。
- 3 共通仕様書第152条の費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等の説明を行うことである。
- 4 共通仕様書第157条の権利者に対する説明後の措置は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経緯等を、速やかに、監督職員に報告するものとする。

問25 「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（以下「地盤変動要領」という。）の第3条「地盤変動の原因等の調査」（以下「因果関係調査」という。）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 起業地の周辺地域の建物等の所有者から地盤変動による建物等の損害等の発生申し出があったときは、地盤変動による建物等の損害等と工事との因果関係について、速やかに調査を行うものとする。
- 2 因果関係の判定については、因果関係調査第2項に規定する各号の事前・事後調査の調査結果を比較分析し、それぞれの分析結果を相互に関連付け、総合的に評価して結果を導き出す総合評価手法が有効であると考えられる。
- 3 因果関係調査第2項第四号に規定する「工事による湧水の発生時期及びその量」の調査は、建設工事の基礎掘削等の現場において、地下水脈が切断され工事箇所への大量の湧水を確認した場合、工事による湧水の発生時期及びその量を把握するために行うもので、工事箇所への大量の湧水によって地下水収支のバランスを失い、周辺の地盤が圧密沈下を起こすことから、湧水の状況と地盤変動の関連性は因果関係の判定に有効な資料となる。
- 4 因果関係調査第2項第六号に規定する「地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の有無及びその程度」の調査は、工事箇所周辺の他の工事等に起因するものであるかを明確に把握するために行うものである。仮に、他に複合原因となる工事等があれば、その工事による影響の程度等について必要となる事項を併せて調査することになる。

問26 地盤変動要領で定める費用負担等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 費用負担は原則として、原状回復に要する費用とするが、原状回復は、建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行うものとする。
- 2 建物等の原状回復に当たっては、単なる物理的、機能的修復又は復元のみでなく景観的回復も対象とすることができる。例えば、経過年数が10年未満の建物の内壁の亀裂を補修する場合、居室等のすべての壁面の塗り替え、又は張り替えることができるものとする。
- 3 建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っている場合の構造部を矯正する方法の費用負担の算定式は、費用負担額 = 仮設工事費 + 矯正工事費 + その他経費 となる。
- 4 建物等を復元する方法とは、建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、損傷箇所を修復する方法及び構造部を矯正する方法によっては原状回復することが困難であるため、従前の建物等を新築する場合に要する費用を負担することによって原状回復を行う方法である。

問27 「地盤変動影響調査算定要領（案）」（平成26年中央用対連理事会申し合せ。以下「調査算定要領」という。）第21条の別表「修復基準」の補修方法と範囲について、次の記述のうち妥当なものはどれか。

- 1 外壁で従前の損傷が拡大したものは、発生箇所を充てんし、又は従前と同程度の仕上げ材で補修する。ただし、損傷の拡大が著しい場合は、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は取り替える。
- 2 内壁天井で損傷が新たに発生したものは、発生箇所に係る壁面を従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替える。また、発生箇所が納戸、押し入れ等の場合についても従前と同程度の仕上げ材で塗り替え、又は張り替える。
- 3 建具及び屋根については、損傷が新たに発生したもの、従前の損傷が拡大したもの、共に損傷の発生箇所の修復の方法と範囲が同じである。
- 4 衛生器具で従前の損傷が拡大したものは、器具の種類及び損傷の状況を考慮して必要な範囲を補修する。また、衛生器具の特性から、従前と同程度の器具を新設することはできない。

問28 調査算定要領に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則としてセンチメートルを単位とする。
- 2 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、1,000分の1又は5,000分の1程度とする。
- 3 建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
- 4 建物の損傷箇所を補修する方法による場合の共通仮設費は、原則として、直接工事費 × 共通仮設費率（3％）により算出する。

《残地及び隣接地工事費等の補償の実務》

問29 用対連細則 別記4「残地工事費補償実施要領」に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 通路等の工事に要する費用は、状況に応じた妥当な設計に基づく設置費用を算定するものとする。ただし、既存の通路等が存する場合でこれの一部を利用することが可能と判断されるときは、これの改良に要する費用を補償すれば足りると考える。
- 2 盛土、切土工事の費用が補償対象となる残地状況は、残地に建物が存する場合で、通路等の設置では従前の用法による利用ができないと社会通念上認められる場合に限られる。
- 3 地域の状況等を勘案して決定した範囲内で盛土又は切土の工事を実施しても、なお社会通念上妥当と認められる範囲を超えて価値減が生じていると認められるときは、当該価値減相当額を補償するものとする。
- 4 道路の路面より残地が低くなる場合の補償の対象とする盛土高の標準は、高低差が「事業施行前の状態に復するまで」の間の値とする。ただし、事業施行前において道路の路面より0.5メートル以上高い敷地の残地にあつては、路面より0.5メートル高くなるまでの高さを限度とする。

問30 用対連細則 別記4「残地工事費補償実施要領」で定める盛土高及び切土高に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 従前は、道路の路面と等高であった住宅敷地の残地が、事業施行後において道路の路面より0.5m低くなる場合における補償の対象とする標準盛土は0.5mである。
- 2 従前は、道路の路面より0.3m低かった住宅敷地が、事業施行後において道路の路面より1.2m高くなる場合における補償の対象とする標準切土は0.2mである。
- 3 従前は、道路の路面より50cm高かった住宅敷地の残地が、事業施行後において道路の路面より1.5m高くなる場合における補償の対象とする標準切土は1.0mである。
- 4 事業施行前は、道路面より低い敷地であったものが、事業施行後は高低差が拡大した場合も事業施行前の状態に復するまでの「盛土」に通常要する費用を補償することが妥当であると考えられる。

問31 隣接土地に関する工事費の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 「隣接土地」とは、事業用地とされた画地（起業地部分及びその残地）に面している土地をいう。
- 2 請求の期限は、補償基準には定めがないが、土地収用法第93条第2項の規定が「事業に係る工事の完了の日から1年を経過した後においては、請求することができない」とされていることから、同じく解するのが妥当であると考えられる。
- 3 営業休止による損失については、隣接土地で営業している者からその補償の請求があり、かつ、その額が仮営業所設置に要する損失の範囲内である場合にはこれを補償する。
- 4 高低差に係る隣接地工事費の補償額については、別記4「残地工事費補償実施要領」に準ずるものとする。隣接地工事の場合も残地になお価値減が生ずる場合には一定の範囲の価値減相当額の補償が行われる。

問32 用対連基準第61条で定める少数残存者補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 少数残存者補償に対する規定により補償を受ける者は、土地収用法上の補償を受ける者に該当するものではない。
- 2 生活共同体から分離される者とは、例えば同一集落内の大部分の者が移住することにより、社会経済単位としての生活共同体たる集落の機能が失われる場合において従前地に残存することとなる者をいう。
- 3 受忍の範囲を超えるような著しい損失とは、残存することとなる者が従前地において生活を維持していくことが困難となるため、移住費を負担せざるを得なくなるような経済的な著しい損失がある場合をいう。
- 4 個々の実情に応じて適正と認められる額は、残存することとなる者の数や地理的分布、生業の状態等を考慮し、従前地に残存した場合に増加する経済的負担となる費用を算定することとなる。

《その他（騒音、農産物及び定型化されていない類型）の事業損失に関する補償の実務》

問33 公共事業に起因して発生する事業損失の受忍限度の判断に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 事業損失に当たる被侵害利益には、建物の損傷等のように財産的なもの、日照阻害等にみられる人格的なもの等がある。建物等の受ける損害等に比べ生命、身体等に対する侵害は重大であるが、財産価値に換算した損害等の程度が小であれば違法行為とならない。
- 2 損害等を受ける者が当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は、受忍の限度の判定要素として重要性は低い。
- 3 設置される公共施設の必要性が高い場合は、受忍限度を超えた侵害についても、部分的ではあるが賠償責任を減じることができる。
- 4 損害等を受けた者の特殊事情は原則として考慮せず、一般人の通常の状態を基準として判定すべきであるとされている。ただし、若干の判決は、原因者たる起業者が損害等を受けた者のその特殊事情を事前に了知していた場合には、これを考慮すべきとしている。

問34 「公共事業に係る工事の施行に起因する騒音により生ずる損害等に係る事務処理指針（案）」（平成16年中央用対連理事会申し合せ。以下「騒音の事務処理指針」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 対象とする工事騒音は、その騒音値等が法令等の基準を満たし違法状態になく、一定期間以上継続して発生するものであること、また、騒音として認定される要件として暗騒音値に10デシベルを加えた値以上を示すことを規定したものである。
- 2 騒音の事務処理指針においては費用負担の対象者は限定されており、対象に該当しない者に対しては、工事騒音に伴い健康又は生活上の支障が生じた場合でも費用負担の措置は行わない。
- 3 費用負担の対象となる者としては、病弱者のほか、高齢者、妊産婦、乳幼児、夜勤者等が該当し、費用負担はこれら病弱者等のうち健康又は生活に支障が生じた旨の申出をした者に対して行うこととされている。
- 4 費用負担の方法としては、一時的に仮住居（病院等の施設を含む。）に移転する方法、住宅の開口部に防音工事を施す方法がある。いずれの方法を採用するかは被補償者が決定する。

問35 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針（案）」（平成16年中央用対連理事会申し合せ。以下「日陰指針（案）」という。）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 農地において、公共施設の設置後の日陰時間が設置前の日陰時間に比して増加し、当該農地に栽培されている農作物の単位面積当たり収穫高が従前の収穫高に比し減少することにより農業生産者に受忍限度を超える損害等が生ずると認められる場合においては、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができるものとする。
- 2 費用負担の期間は、農業用水の枯渇等による作付転換に伴う純収益の減少分に対応する負担期間と同じ取り扱いとすることとし、おおむね20年を限度とし、市街化区域内農地と宅地見込地の場合は、おおむね10年を限度とする。
- 3 公共施設の高さ、方位により日陰が生ずる時期、生じない時期があるため、日陰発生時期に栽培されている農作物が費用負担の対象となる。
- 4 当該地域において、日陰時間と農作物の収穫高の減少との関係につき農業試験場等による調査結果等の知見があり、日陰時間の増加により農作物の収穫高が減少し、農業生産者に受忍限度を超える損害等が生ずると認められる場合においては、当該損害等の発生前においても、減収見込み額を負担することができるものとする。

問36 「日陰指針（案）」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 農地とは、耕作の目的に供される土地をいう。ただし、家庭菜園は農地には該当しないと判断する。
- 2 肥培管理が行われる果樹園、わさび畑等は農地である。ただし、牧草栽培地については肥培管理が行われている場合でも、家畜用であるため農地には該当しないと判断する。
- 3 費用負担の対象とされる農作物は特定の作物に限定されており、観賞用等の作物のほか、育林用苗木、芝等は含まない。
- 4 費用の負担は、公共事業の工事完了の日から1年以内に被害の請求があった場合に行う。ただし、農作物の場合には、作付け時期との関係上、工事の完了の日から1年以内に被害程度の判定ができない場合もあるため、1年を超えてからの請求も可能である。

《公害関係法及び環境アセスメントの概説》

問37 環境影響評価法の概要に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらの過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することである。
- 2 環境影響評価の対象事業には第一種事業と第二種事業があり、第一種事業は必ず環境影響評価を行う必要があり、第二種事業は第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する必要がある事業である。
- 3 環境影響評価の手続きで、第二種事業についての判定（スクリーニング）は、当該事業の許認可等を行う行政機関が都道府県知事に意見を聞いて、事業内容、地域特性に応じ、環境影響評価の要否を個別に判定する。
- 4 環境影響評価方法書の手続きで、事業者は、環境影響評価の項目及び調査等の手法について環境影響評価方法書を作成して、環境省各地方事務所長、都道府県知事の意見を聞き、具体的な環境影響評価の方法を定める。

問38 騒音規制法施行令（令和3年政令第346号）別表第2に掲げる「特定建設作業」として、妥当でないものはどれか。

- 1 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 2 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が100kW以上のものに限る。）を使用する作業
- 3 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
- 4 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

《公共補償における公共施設等の損傷等に対する費用の負担》

問39 公共補償基準第17条（工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担）及び第19条（完成した施設に起因する公共施設等の損傷等に対する費用の負担）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 工事用車両の通行により道路が著しく損傷された場合は、第17条の「公共施設等の損傷又は機能の著しい低下で、社会通念上受忍の範囲を超えるものが生ずるとき」に該当するが、灌漑用排水路の機能が著しく低下する場合も該当しない。
- 2 受忍の限度の判断にあたっては、中央用地対策連絡協議会が定めている費用負担基準は参考とすべきだが、国又は地方公共団体が定めた環境基準や規制基準も参考とならない。
- 3 第17条の「当該公共施設等の機能を代替する仮施設の建設等」に仮施設の借上げも含まれない。
- 4 第17条の「当該公共施設等の機能を維持するための補修、模様替え等」に施設等の移転、改築等の工事は含まれる。

問40 公共補償基準第17条（工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担）及び第19条（完成した施設に起因する公共施設等の損傷等に対する費用の負担）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 第17条と第19条は、費用を負担することについて、「できる」規定となっている。
- 2 費用負担を行うときは、通常妥当な費用を負担する。
- 3 受忍の限度は民事上の損害賠償を形成するに足る社会通念上の受忍の範囲と一致する。
- 4 公共施設等の損傷等を防止又は除去するための措置の内容については、第19条より第17条のほうが工事の範囲が限定される。